

入札説明書

I 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度長崎県産品プロモーション事業（スーパー・百貨店）業務委託

(2) 業務の仕様等

別添「令和8年度長崎県産品プロモーション事業（スーパー・百貨店）業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 入札及び開札の日時及び場所等

①日時：令和8年10月7日（水） 15時00分

場所：長崎市尾上町3番1号 長崎県庁1階 入札室

- ・電送による入札は認めません。
- ・なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、台風接近等）の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2(1)の部局に確認して下さい。

②郵送による場合の入札書の受領期限等

受領期限：令和8年10月6日（火）17時00分（必着）

提出先：長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

- ・郵送により入札書を提出する場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、特定封筒郵便及び特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- ・なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。この場合、入札参加者へ開札の延期について通知します。

(5) 入札が代理人である場合の委任状の提出

- ① 入札が代理人である場合は、委任状の提出が必要です。
- ② 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にして下さい。
- ③ 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができません。

2 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、令和8年9月18日（金）までに「質問書（別紙1）」にて提出すること。提出は郵送、持参、メール又はFAXによること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

（メール） s38040@pref.nagasaki.lg.jp

（FAX） 095-895-2562

※質問に対する回答は、県のホームページに掲載する。

3 入札書の記載方法

- (1) 入札金額（首標金額）は訂正することができない。
- (2) 入札書の提出後は、書換え、引換え及び撤回することができない。
- (3) 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

〔注意事項〕

○郵送の場合

- ①入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
- ②入札書は必要事項を記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に、入札者の商号又は名称、入札業務名を記載すること。
- ③入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。
- ④入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ⑤入札書の宛名は長崎県知事とすること。
- ⑥外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

○再度入札の場合

- ①入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札業務名を記載し提出すること。
- ②入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。
- ③入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ④入札書の宛名は長崎県知事とすること。

4 入札保証金

- (1) 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を令和8年10月5日（月）までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札（開札）終了後に口座振替にて還付する）。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

○保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

○入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、令和6年4月1日から入札日（開札日）の前日までに締結した契約書の写し等とする。

また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

(2) 納付の方法

○「入札保証金納付申出書（別紙2）」を令和8年10月1日（木）17:00までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

○申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。

○金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙3）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和8年10月5日（月）までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

(3) 注意事項

- 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。
- 入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000 円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと 1,100,000 円となるため、入札保証金は 50,000 円以上ではなく 55,000 円以上となるので注意すること。入札保証金が 50,000 円の場合は、909,091 円までしか入札できず、1,000,000 円の入札は無効となる。
- 入札保証金の免除手続書類は、令和 8 年 10 月 1 日（木）17：00 までに「入札保証金免除申請書（別紙 4）」を提出すること（郵送、持参又は F A X 等）。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

5 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
 - (2) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - 入札日（開札日）の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。なお、履行を証明するものとは、令和 6 年 4 月 1 日から入札日（開札日）の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の「履行証明書（別紙 5）」等とする。
- また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。
- ア 3,000 万円以上
 - イ 3,000 万円未満 1,000 万円以上
 - ウ 1,000 万円未満

6 落札者の決定方法等

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・第 1 回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札及び開札を行

う予定です。

- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限りますのでご出席願います。
 - ・入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等ができないので3回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積額の準備もお願いします。
- なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

7 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。